

生産緑地の買取り申出の取り扱いについて

専業農家から兼業農家へと変化している現状を踏まえて、令和4年12月1日から、主たる従事者の死亡により買取り申出を行う場合は、相続された生産緑地のうちの一部を買取り申出の対象とすることができるよう、取り扱いを変更しました。

新	旧
<u>主たる従事者の故障により生産緑地の買取り申出を行う場合は、当該従事者が耕作している全ての生産緑地がその対象となります。</u>	<u>主たる従事者の死亡又は故障により生産緑地の買取り申出を行う場合は、当該従事者が耕作してる全ての生産緑地がその対象となります。</u>